

薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫に対する繁殖を抑制し、快適な地域を守る環境対策の充実を図り、もって人と猫が共生する社会の実現に寄与することを目的として、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に基づき市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) さくらねこ 不妊手術済みで耳先を桜の花びらのようにVカット（さくら耳）した猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌の卵巣及び子宮を摘出する手術並びに雄の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に棲み着いている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民又は施設管理者の理解と協力を得た上で、地域又は施設の敷地内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、その猫が一代限りの命を全うするまで餌場の管理、ふん尿の後始末等一定の規則に従って管理していく活動をいう。
- (5) TNR活動 飼い主のいない猫を対象に捕獲し、不妊手術を受けさせ、元の場所に戻す活動をいう。

（交付対象）

第3条 チケットの交付の対象となる者は、市内に生息する猫に不妊手術を受けさせようとする本市に住所を有し、かつ、異なる世帯に属する2人以上の成人（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（4年生及び5年生を除く。）に在籍している者を除く。）を含む者により構成される団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域猫活動又はTNR活動を行っている団体
- (2) その他市長が認めた者又は団体

（交付対象とならないもの）

第4条 チケットを利用した不妊手術の対象となる猫は、市内に生息する猫であって、次の各号のいずれにも該当しない猫とする。

- (1) 里親に譲渡する予定の猫
- (2) 飼い猫にする予定の猫
- (3) チケットの交付の申請を行う前に既に不妊手術を受けた猫
- (4) 薩摩川内市地域猫不妊・去勢手術費用助成金の交付決定を受けている猫
- (5) その他市長がチケットの利用が適当と認められない猫

（交付申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請内容について事前に市長と協議した上で、薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付申

請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付条件確認書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、どうぶつ基金にチケットの交付申請を行うものとする。

- 2 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付又は不交付の通知を受けた場合は、薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 3 市長は、どうぶつ基金からチケットの交付を受けた場合は、環境課窓口において申請者に対し直接チケットを交付する。
（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容（交付枚数は除く。）に変更が生じたときは、薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたとき。
- (3) 本市、どうぶつ基金、動物病院その他地域猫活動に関係する団体等に対し、次のいずれかに該当する行為を行ったと認めるとき。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、その他アからエまでに準ずる行為
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 前項の場合において、市長は、薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チケット交付決定取消し及びチケット返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（利用報告及び未利用チケットの返還）

第9条 交付決定者は、チケットを利用した不妊手術を実施したときは、当該手術が完了した日（第6条の規定により交付されたチケットが複数枚ある場合にあつては、最後のチケットを利用した不妊手術が完了した日）の翌日から起算して7日を経過する日又はチケットの有効期限日後7日以内のいずれか早い日までに、薩摩川内市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）チ

ケット利用報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊手術を実施した猫の写真（手術前・手術後）
- (2) TNR活動の様子が分かる写真
- (3) 不妊手術以外に費用を要した場合の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、交付されたチケットのうち、有効期限内に利用しなかったチケットについては、速やかに市長に返還するものとする。

（免責）

第10条 市は、交付したチケットの利用を目的として行われたTNR活動及び関係する住民、団体、動物病院等との間に生じた事故、紛争、費用等について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月23日から施行する。